

その2

藤井 賢二

はじめに

『竹島問題 100 問 100 答』で筆者は、李承晩ライン（韓国では「平和線」と呼ぶ。）の不当性、1965 年に調印された日韓条約では韓国の不法占拠が解消されなかったこと、そして 1999 年に発効した新日韓漁業協定に関連する韓国漁船の操業の問題点などを解説した。反論本では、金柄烈氏がそれらに対応した文章を書いている。反論 26 「「平和線」は魚族保存のための最後の手段であった」、反論 27 「平和線はその後の海洋法の発展に大きな影響を及ぼした」、反論 28 「平和線と独島」、反論 29 「1965 年の韓日国交正常化当時、独島問題は事実上終わった問題だった」、反論 30 「新日韓漁業協定で独島はどのように扱われたのか」、反論 43 「平和線は魚族資源を保存するための最善の措置だった」。

①李承晩ラインの不当性

これらのうち李承晩ラインを正当化する主張に対して筆者は、2014 年 7 月 13 日付『山陰中央新報』（松江）のコラム「談論風発 410」で次のように反論した。

今年 2 月 22 日の「竹島の日」に合わせて出版された、島根県竹島問題研究会編『竹島問題 100 問 100 答』（ワック出版）で、私は李承晩ラインの項目を担当した。李承晩ラインとは、1952 年 1 月 18 日に韓国が一方向的に設定した日本漁船の操業禁止線である。

当時の「領海 3 海里、公海自由」の原則や、隣接公海での漁業資源保護のための規制は関係国と協議して行うという国際常識を無視し、朝鮮半島を囲む広い公海に主権を持つと韓国は宣言した。韓国はまたその水域に竹島を取り込み、これに日本が抗議して竹島問題が発生した。

李承晩ライン侵犯を理由に韓国は多数の日本漁船を拿捕した。戦後韓国の拿捕・抑留による 8 人の死亡者の中に島根県から出漁した漁船の乗組員は確認できないが、同県の漁船は 6 隻没収され、のべ 180 人以上の島根県出身者が抑留された。

6 月、『竹島問題 100 問 100 答』への「反論」本が韓国で刊行された。その中の李承晩ラインについての金柄烈^{キムビョンヨル}韓国国防大学教授の文章は、上記の私の批判に正面から答えておらず、反論になっていない。

まず、金氏は、李承晩ラインは圧倒的な力を持つ日本漁船から韓国の漁業資源を守る「最後の手段」であったのだから正当だと言う。しかし前年の 9 月 7 日、韓国政府は既に、すべての日本漁船を排除できる水域の設定を宣言して「対日漁業協定締結交渉時にこの線が既定事実だと認定させる」ことを決定していた（「漁業保護水域宣布に関する件」＝韓国政府外務部『大韓民国外交年表附主要文献』1962 年）。

宣言の一ヶ月後に始まった漁業交渉で、日本は資源保護のため一部漁業の禁漁区域と禁漁期間を設けることを提案したが韓国はこれを受け入れず、すべての日本漁船の操業禁止区域設定を求めた。李承晩ラインは交渉の末のやむをえない「最後の手段」ではなく「最初的手段」であった。

次に金氏は、李承晩ラインは日本が朝鮮を支配していた時に朝鮮総督府が定めたトロール漁業禁止線と同じなのだから日本は認めるべきだったと強調する。

しかし、朝鮮総督府の定めた漁業禁止線のうちもっとも広いトロール漁業禁止区域をそれよりも禁止区域の狭い、あるいはない他の漁業にあてはめることができるはずがない。戦後韓国が拿捕した 327 隻の日本漁船中トロール漁船は 11 隻にすぎなかった。そしてそのトロール禁止線よりも李承晩ラインはさらに広く、韓国が日本漁船を多く拿捕したのは、トロール禁止線の外側にあった東シナ海・黄海の好漁場だった。李承晩ラインは漁業資源独占を目指したものでトロール漁業禁止線とは異なる。

さらに金氏は、訪韓した「大日本水産会会長のナベシマオオサム（鍋島雄道）などが」李承晩ラインが「資源保護のために不可避な選択であったという韓国の説明を聞いて“相互理解を十分にした”という意味を表明した」ことを李承晩ラインの正当性の理由にしている。しかし、これは事実と反する。

1953 年 2 月 2 日に李承晩大統領と会見した大日本水産会前会長の鍋島^{たいどう}熊道（金氏は肩書・名前から間違っている）の発言は日本政府の公式見解ではない。池鐵根^{チチョルゲン}『平和線』では、李承晩が「韓国と日本で互いに食い違った報道が出ればより関係が悪化するだろうから、ここで相互理解を十分にしたという意見をともにしなければ…」と述べた結果、鍋島ら日本の水産業界代表者の帰国後の記者会見での「相互理解」という表現になったとある。つまり、日韓間の対立を解消できなかったことを表に出さないために「相互理解」という言葉が使われたのであって、鍋島が李承晩ラインを承認したということではない。『日韓漁業対策運動史』には「一方的な線を引くよりも、お互いに協議をして、繁殖上必要ならば、その区域を定めることも可能ではないか」という李承晩への鍋島の発言が残されている。

金柄烈氏の言説は資料を読んで事実確認した上のものではない。事実に基づかない発言は、両国民の感情を刺激しやすい領土問題ではとりわけ厳に慎むべきである。

（若干の語句の訂正をしている）

上記に加えて、金柄烈氏が李承晩ライン宣言の最大の問題点に言及していないことをここで指摘せねばならない。それは、「隣接海洋に対する主権に関する宣言」という正式名称が示すように、同宣言が公海に突如一方的に線を引いてそこまで主権を及ぼそうという、きわめて非常識なものであったことである。

金柄烈氏は反論 27「平和線はその後の海洋法の発展に大きな影響を及ぼした」で、米国（1952 年 2 月 11 日付）・中華民国（台湾）（1952 年 6 月 11 日付）・英国（1953 年 1 月 12 日付）の抗議¹は、李承晩ライン宣言は「公海上の漁業の自由にそむく」という趣旨であったと述べる。しかし、李承晩ライン宣言を認めれば「どんな国家でも宣言によって公海を領海に転換できる」と米国が懸念を示したように、これら諸国の抗議はまず、韓国が一片の宣言で公海に一方的に主権を及ぼそうとしたことに向けられた²。

¹「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」（『韓・日会談請求権関連文書』（大韓国外交通商部所蔵の日韓会談に関する文書で 2005 年に公開された。）。以下「韓」と略記する。）に収録されている。なお、金柄烈は日本の抗議を 1952 年 1 月 24 日としているが（85 頁）、同年 1 月 28 日の誤りである。

²ただし、米華英三国の韓国への書簡を検討すれば、三国が竹島問題を意識して抗議したと解釈すること

韓国政府は諸外国への釈明に迫られた。1952年2月13日付の韓国の米国への返答では、「厳密でなく用いられた語句『主権 (sovereignty)』は完全な意味で用いられたのではない。その語句は『管轄権と支配(jurisdiction and control)』と言い換えることができる」、李承晩ライン宣言は「決して韓国の領海の拡張を意味しない」と釈明した³。この釈明を「もったいぶって古風で意味不明でそして混乱している」と当時のムチオ駐韓米国大使は酷評している⁴。この釈明が日韓会談に関する韓国側公開文書から削除されているのは、米国の抗議への当惑ぶりが、韓国にとって記録に残したくないものであったためであろう。

第一次日韓会談中に行われた1952年2月27日の非公式会談で兪鎮午代表(高麗大学総長。大韓民国憲法の起草者でもある。)は、李承晩ライン宣言について、「当初は jurisdiction and control となっていたのが段々と元気のよい意見に押されて sovereignty となってしまう。この sovereignty が jurisdiction and control の意味であることは金(東祚外務部一筆者補注一)政務局長が(略一藤井一)コメントとして発表した通りであるが、如何にコメントしても大統領宣言の文句がそうでない以上は芳しくないことである。」と主権(sovereignty)という語句が不適切であったことを認めた⁵。

このように、李承晩ライン宣言は、公海に一方向的に線を引いてそこまで主権を及ぼそうとした点で取り返しのつかない失態であった。金柄烈氏の反論のように、李承晩ラインを現在の200海里排他的経済水域(E E Z = 沿岸国が資源を独占して管理でき、他国は沿岸国の許可なしに資源を利用できない水域)の先駆例として肯定的に評価して正当化する意見が韓国にはある⁶。しかし、韓国はまず、自らが非常識な宣言を行ったことを直視し、なぜそのような行為に至ったかを考えるべきである。

「平和線死守」を叫んで日韓会談反対運動が韓国内で高揚した1964年春、韓国の与党民主共和党は日韓会談妥結の必要性を訴えた文書で、「平和線は一種の国境線だ。だから平和線の譲歩は領土の縮小を意味するのではないか」という韓国国民の問いに対して、「韓国領海の拡張等を願う愛国的な心情は韓国民として当然なものであるが、我々が国際社会の忠実な一員として行動しようとするならば国際法をむやみに無視することはできない」「平和線内の水域を(略-藤井-)領海と同じだとして縮小云々するのは、国民を誤導するだけでなく大韓民国を国

はできない。沢辺有司『ワケありな日本の領土』(彩図社 2014年8月 東京)には、韓国が竹島を李承晩ライン内に取り込んだことに三国が抗議したかのような記述がある(109頁)が誤りであり、読者に誤解を与える懸念がある。

³Ministry of Foreign Affairs → Ambassador of the United States February 13, 1952 (米国国立公文書館(RG59) Records of the U.S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795, Wilmington, Del.: Scholarly Resources Reel 29)。日韓会談で韓国は漁業資源について管轄権を主張したが、漁業管轄権も当時は国際的に認められておらず、韓国は日本に論破されることになる。

⁴MUCCIO→SECRETARY of State February 16 ibid。

⁵「国籍処遇問題に関する非公式会談」(日韓会談に関する日本側公開文書。第5次公開 開示決定番号 852 文書番号 606、以下「日5-852-606」と略記する。)。金東祚のコメントとは1952年2月8日付「隣接海洋主権宣言に対して敷衍」『大統領 李承晩博士談話集』(大韓民国政府公報處 1953年12月 刊行場所不明 150頁)。のことであろう。そこで「隣接海洋の主権という語句表現が不正確であった故に誤解が生じた模様である」と韓国は釈明していた。

⁶坂元茂樹「韓国国際シンポジウムにおける竹島論争」(『島嶼研究ジャーナル』創刊号 島嶼資料センター 2012年6月 東京)。2011年11月25日にソウル大学法科大学院において開催された「韓国政府による李承晩ライン宣言60周年: 法的回顧」と題したこのシンポジウムは、「海の憲法」と呼ばれる国連海洋法条約に採用された排他的経済水域の概念の先駆けとして、李承晩ラインを評価しようとするものであった。

際的に嘲笑の種にして孤立化させる仕打ちとしか見ることができない」と、李承晩ライン水域を領海とみなす意見を強くたしなめざるをえなかった⁷。

日韓条約を審議した1965年8月8日の第6代韓国国会第52回第5次韓日間条約と諸協定批准同意案審査特別委員会で李東元外務部長官は、各国の李承晩ライン宣言に対する抗議への回答で韓国政府は「主権」は「間違っ使われた用語」であることを認めた、李承晩ライン宣言は韓国の領海を拡張したのでは決してなく国家防衛・水産資源の保存・大陸棚資源の確保の三つの目的のためのものであったと述べた。一片の宣言で公海に主権を及ぼそうとした韓国の行為は誤りであったことを認めたのである。

日本に対する「元気のよい意見」から、公海に一方的に線を引いてそこまで主権を及ぼそうとしたこと。さらに、李承晩ライン水域を領海とみなし、「韓国領海に侵入」したと強弁して日本漁船大量拿捕を正当化し韓国人の日本への反感をあおったこと⁸。このような非常識な行為の処理に苦慮した事実から韓国は目をそらしてはならない。

②日韓条約と竹島問題

金柄烈氏は反論29「1965年の韓日国交正常化当時、独島問題は事実上終わった問題だった」で、「以前に韓日間で議論になった全ての問題は基本条約の中にどんな形態であるにせよ言及されたが、独島問題は含まれなかったのだ。したがって、基本条約によれば、独島問題はひとまず韓国側が領有することを日本側が同意したと見ることができる」と述べる。

1965年6月22日に調印された日韓条約は、日韓基本関係条約と4協定（漁業、請求権および経済協力、在日韓国人の法的地位、文化財および文化協力）と「紛争解決に関する交換公文」からなる。金柄烈氏は日韓条約を日韓基本関係条約と混同して「基本条約」と呼んでいるが、日韓条約に「独島問題は含まれなかった」ために竹島を「韓国側が領有することを日本側が同意したと見ることができる」という金柄烈氏の主張は正しいのか、日韓条約中の「紛争解決に関する交換公文」（以下「交換公文」と略記）の作成過程を整理して検討してみたい。

交換公文作成までの経過は次の通りである。

1964年12月21日の第7次日韓会談本会議第2回会合で日本側は、「国交正常化に当って竹島問題を含めて両国間の諸懸案が一括解決ないし処理されなければならない」と訴えた⁹。1965年1月18日の第3回会合で韓国側は「日本側の態度が本当にそうならば韓日国交正常化が不可能であり、これは日本が両国の国交樹立のためというより領土的野望が強いという印象を与

⁷『韓日国交正常化問題-韓日会談に関する宣伝資料 補完版(一)-』（民主共和党宣伝部 1964年3月 刊行場所不明）30～31頁。民主共和党宣伝部『韓日問題講演集』（刊行元・刊行年不明）でも、金鍾泌党議長が1964年4月7日の演説「韓日会談の真相とその問題点」で、「多くの国民はこの平和線に対して我々の領土なのだから絶対譲歩してはならない」と考えていることに懸念を示している（11頁）。

⁸李壬道「水産業当面問題」（『首都評論』1（首都文化社 1953年6月 刊行場所不明））。同記事では「日本漁船が我国領海に侵入した各漁区別漁船隻数」計446隻が表示されているが、その「漁区」は当時世界でもっとも有力であった領海3海里以遠のものであった（88頁）。川上健三によれば、国際連合の国際法委員会における領海問題に関する審議に際してオランダの国際法学者フランソワが1953年に提出した報告では、総計57カ国のうち23カ国が領海3海里を、4カ国が4海里を、11カ国が6海里を、1カ国が9海里を、6カ国が12海里を領海の範囲としていた（「領海問題に関する国際的論議」（漁業経済学会編『漁業経済研究』2-2 水産週報社 1953年3月 東京））。なお、当時商工部水産局漁労課長であった李壬道は島根県立隠岐商船水産学校（現島根県立隠岐水産高等学校）漁撈課の第10期生（1933年3月卒業）である。

⁹「第7次日韓全面会談本会議第2回会合」（日6-1146-1428）。

える」と反発した¹⁰。

1965年3月24日の佐藤栄作首相・李東元外務部長官会談で佐藤首相は、「竹島については、現在決まらないとして、いかなる方向にもって行くかさえはっきりさえすればよいのではないか」と述べ¹¹、また、同日の外相会談でも椎名悦三郎外相は日韓間の懸案解決後に「政治的見地に立って竹島問題解決の目途」をつけたい¹²として、韓国に対応を求めた。同年4月3日、漁業問題・在日韓国人の法的地位問題・請求権問題についての合意事項の調印式後、佐藤首相は李外務部長官に対して、「日韓間に話が残されたのは竹島問題だけであるところ、(略-藤井-)国交正常化前に何としても解決の目途だけはつけるように致したい」と述べた¹³。

1965年4月13日の第7次日韓会談首席代表第12回会合で、韓国側は「一時示唆した居中調停も韓国世論は受け入れることはできないと考えられるので、日本政府もこの点を慎重に考慮して」竹島問題の解決策を研究して欲しいと述べた¹⁴。

この「居中調停」とは1962年11月12日の大平正芳外務大臣・金鍾泌中央情報部長の会談で金部長が、竹島問題を「第三国の調停に任せるのはどうだろうか」と提案したことを指す。竹島問題の国際司法裁判所への付託を求める、この年の度重なる日本の要請に押されて韓国が対応したものであった¹⁵。同年12月10日、日本側は「(1)国交正常化後例えば1年間日韓双

¹⁰韓「第7次韓日会談 本会議および首席代表会談 1964-65」207頁。日本側公開文書にはこの記録はない。

¹¹「佐藤・李会談要旨」(日6-1136-736)。

¹²「日韓外相会談第1回会合記録」(日6-1136-729)。

¹³「佐藤・李会談要旨」(日6-1136-737)。

¹⁴韓「第7次韓日会談 本会議および首席代表会談 1964-65」309～310頁。日本側公開文書では、国際司法裁判所付託も韓国世論は受け入れないと韓国側は述べたとしている(「高杉・金日韓首席代表第12回会合」(日6-1146-1429))。

¹⁵韓国が竹島問題の国際司法裁判所合意付託を頑なに拒絶する理由は1962年12月11日付の文書に次のように列挙されている(韓「第6次韓日会談 第2次政治会談予備折衝：本会議 1-65次 1962.8.21-64.2.6全5巻(v.2 4-21次 1962.9.3-12.26) 305～306頁)。

- (1)日本側が第二次金・大平会談で金部長に手交した文書にも書いてあったように、国際司法裁判所での争いは最大二年以内には黒白がつくこと。
 - (2)現在の国際司法裁判所の構成を見ると、日本は田中(前最高裁長官)が判事として選出されており、彼の影響力が相当なものであることが予想され、事件内容の長短にかかわらずその雰囲気においてまず我が方に不利であること。
 - (3)国際司法裁判所規定第41条には争訟当事者の権利を保全するための仮処分に関する規定があり、日本側はこれを援用して判決前でも我が方の独島上の施設および警備員を撤去させる処置をとることができること。
 - (4)特に我が方に政治的に重大な影響を与える結果を招来するかもしれないのは、規定第62条に利害関係を持つと認定された国家は裁判への参加を要請できるが、北韓傀儡(北朝鮮-筆者補注-)がこれを援用して我が方の立場を苦しくさせる可能性がなくはないこと。
 - (5)したがって現段階で国際司法裁判所提訴に対する言質を与えるのは非常に危険である。
- (3)から、竹島不法占拠が一時的にでも中断されることを恐れていることがわかる。また(1)および(2)から、韓国は竹島領有に関する論争に自信がないこともうかがわれる。

なお、곽진오『竹島問題 100問 100答』を通じて見る日本の独島領有権の主張と限界(『独島研究』第16号 嶺南大学独島研究所 2014年6月)に次の記述がある(250頁)。1954年に「韓国は日本の国際司法裁判所提訴に対して拒否したのではなく、無対応だというのが適切だといえる。これに対する証拠としては、日本が独島について国際司法裁判所に提訴した理由は外交的な修辭に過ぎないということが、日本の議会の独島関連記録を通じて知ることができる。「1954年当時、韓国は拒絶せず日本自らが「独島国際司法裁判所提訴の実効性」の疑問のために撤回した事件だった。よって、この本(『竹島問題 100問 100答』-藤井補注-)にいう1954年独島国際司法裁判所提訴に対して韓国が拒否したという内容は事実と違う。竹島問題の国際司法裁判所提訴に関する見通しを論議した日本の国会議事録のみに依拠して日本の提訴を「修辭に過ぎない」としたり、1954年9月25日付日本政府口上書「竹島問題の国際司法裁判所への付託を提議」や1954年10月28日付韓国政府口上書「竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否」

方の合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しない場合には、(2)本問題を国際司法裁判所に付託する」という逆提案を行った。これに対して同年12月21日の第6次日韓会談予備交渉第20回首席会合で、韓国側は「第三国による調整(Mediation)という方法以外に格別の方法はないと考える」とこれを拒否した。金鍾泌提案は「調停」であったが、Conciliation＝「調停」を韓国政府は、より拘束力が弱いと考えた Mediation＝「仲介」(「居中調停」と訳されたこともあった)にすりかえて日本に回答したのであった¹⁶。

1965年6月5～8日、箱根漁業会談の際に韓国側は、「竹島問題のタブーは一つは竹島の字句を条約面にだすこと、一つは国際司法裁判所であると述べた」¹⁷。同年6月1日付の椎名外相の李東元外務部長官宛書簡に、「日韓会談の最終妥結までには少なくともその解決の途だけはたてておく必要がある」とあった¹⁸ことへの対応であろう。さらに、同月17あるいは18日に延河亀韓国政府外務部亜州局長は後宮虎郎外務省アジア局長に『二つのタブー』でも不十分であると日本側に伝えた¹⁹。日韓条約調印を目前にして、交換公文の作成作業に圧力を加えようとする意図が見える。

次の表は、交換公文の作成作業に関する日韓両国の公開文書の記録を対比したものである。作成作業は1965年6月17日から東京で始まり、牛場信彦外務審議官(次席代表)、後宮外務省アジア局長、金東祚駐日代表部代表(首席代表)、延河亀亜州局長によって進められた。李東元外務部長官は同年6月20日に来日し、翌21日の椎名悦三郎外相との会談で交換公文の文案を協議している。協議は21日夜にも行われ、22日午前の外相会談や、さらには22日午後5時の日韓条約調印直前まで、李長官が佐藤首相に文言や解釈の変更を懇請し続けたことがわかる。

日本側公開文書 ²⁰	韓国側公開文書 ²¹
<p>6月17日の討議</p> <p>日本側が「紛争解決に関する議定書(案)」を提示。</p> <p>「第1条 両締約国間のすべての紛争は、本</p>	<p>6月17日の討議</p> <p>6月17日午後6時19分付の首席代表から外務部長官宛の電文に「日本国と大韓民国との紛争解決に関する議定書(案)」はあるが、討議の</p>

を無視して、提訴を韓国は拒否せず日本が撤回したとする²⁰진오の主張は理解の域を超えるものである。¹⁹国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』(三省堂 2005年9月 東京)によれば、「仲介(Mediation)」とは「国際紛争の平和的処理のための手段の一つで、紛争当事国の外にある第三者が当事国の間に立って、相対立する双方の主張を近づけたり、妥協を引き出す努力をし、また問題解決のための自らの提案を行う等、交渉の進展を積極的に助けることをいう。古くは『居中調停』と呼ばれたこともあるが、この用語は最近ではほとんど使用されない。」「仲介者の提示する提案等は、勧告であり、当事国を拘束しない。」とある。一方「調停(Conciliation)」とは「国家間のすべての紛争について当事国の信頼と合意に基づいて設置された国際調停委員会が、紛争の全局面に関して公平な審理を行い、紛争当事国が受諾できるような解決条件を提示することによって紛争の解決を図る制度である。」「調停報告書は、当事国に対して勧告的な性質をもつにすぎないが、報告書に示された調停条件は当事国に受諾されることが多い。」とある。なお、「仲裁裁判(arbitration)」は「特定の紛争に関して紛争当事国が設置した特別な裁判所が当事国の指示に従って実施する裁判」であり、決定は拘束力を有する。

¹⁷日「日韓外交正常化交渉の記録 竹島問題」(6-1159-910)。

¹⁸日「椎名大臣より李長官宛の書簡」(6-1141-1452)。

¹⁹前掲註(17)「日韓外交正常化交渉の記録 竹島問題」。

²⁰前掲註(17)「日韓外交正常化交渉の記録 竹島問題」。

²¹韓「第7次韓日会談 本会議および首席代表会談 1964-65」・「李東元外務部長官日本訪問 1965」。

本文3行目：「第三国による調整～」を「第三国による居中調停～」に訂正。(2015.10.26)

日署名されたすべての条約または協定の解釈または実施に関する紛争及び竹島に対する主権に関する紛争を含めて、まず外交上の経路を通じて解決を図るものとする。」「第2条第1条の規定に従って解決できなかった紛争は、他の平和的方法による解決が両締約国の政府の間において合意されない限り、(略—藤井—) 仲裁委員会に決定のために付託されるものとする。」「第4条2 両締約国の政府は、(略—藤井—) 仲裁委員会の決定に服するものとする。」

韓国側は「竹島を特記することと仲裁裁定に拘束力を付することに反対」。

韓国側も「交換公文(案)」を提示。

「両国政府は、別に規定がある場合を除き、両国間の紛争であって外交上の経路を通じて解決することができなかったものは、両国政府が合意する第三国による調停によってその解決を図るものとする。」

6月18日の討議

日本側は「日韓両国間の紛争解決に関する交換公文(案)」を提示。

「1 両国間のすべての紛争はまず外交上の経路を通じて解決するものとする。」「2 1の規定により解決できなかった紛争は、(略—藤井—) 仲裁委員会に決定のために付託するものとする。」「4 両国政府は、(略—藤井—) 仲裁委員会の決定に服するものとする。」

6月21日の第1回外相会談

日本側は「交換公文案」を提示。

「両国間の紛争は、別段の規定がある場合を除くほか、先ず外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかったものは、両国政府が合意する手続きに従って仲裁に付託することにより解決する。」

李東元外務部長官は一日の猶予を要求。

記録なし。

6月18日午後6時45分付の首席代表から外務部長官宛の電文に、「交換公文案」(日本側公開文書にある6月17日の討議に出されたものと同じ)を同日午前4時に日本側に提示したとの報告あり。

6月18日の討議

6月19日午前0時36分付の首席代表から外務部長官宛の電文に、6月18日の討議での日本側の「紛争解決に関する交換公文(案)」はあるが、討議の記録なし。

6月19日午後7時4分付の駐日大使から長官への電文では、「独島問題を必ず処理する」という固い日本側の姿勢への政府の打開策の指示を求めている。

6月21日の第1回韓外相会談

討議の記録なし。

<p>6月21日夜の討議</p> <p>韓国側は、『仲裁』は絶対にのめず『調停』が精々であること、「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」として、「紛争」が竹島問題を除いたものを意味するよう提案。</p>	<p>6月21日夜の討議</p> <p>討議の記録なし。</p>
<p>6月22日午前の第2回外相会談</p> <p>日本側は「基本関係に関する条約付属交換公文案」を提示。</p> <p>「両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することのできなかつたものは、別段の合意がある場合を除くほか、両国政府が合意する手続に従って調停または仲裁によって解決するものとする。」</p> <p>日本側は「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」とすることは拒否。「仲裁」を落として「調停」のみにすることはやむをえないと述べる。</p>	<p>6月22日午前の第2回外相会談</p> <p>討議の記録なし。</p> <p>6月22日午前4時1分付の外務部長官と駐日大使から国務総理への電文は次の通り。</p> <p>1. 韓日両国外相間で交換された公文の了解事項の文案は次の通りである。これ以上の文案作成はほとんど不可能な状態なので許諾されるよう懇請します。</p> <p>「ほかに規定がある場合を除いて、両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解決するものとし、これによって解決できない場合には、両国政府が合意する調停手続または仲裁手続きによってその解決を図るものとする。」</p> <p>2. (「独島という語句の削除」と「決定に対する服従義務を完全に解消させた」ことにより)我が国の合意がない限り、仲裁手続きはもちろん調停手続きも踏むことはできなくなったのであり、<u>独島問題の解決は実質的に我が方の合意がなければ永遠に未解決の問題として残ることになる。</u></p>
<p>6月22日午後4時15分からの佐藤・李会談</p> <p>李長官は佐藤首相に、「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」として、「紛争」が竹島問題を除いたものを意味するよう要請。佐藤首相は「いままでの日本側の案ですら、自分の予想を超えた譲歩であるので、自分としては不満であるが、大局的見地からこれを承認することにした実情であるので、これ以上の譲歩は不可能である」と述べて拒絶²²。</p>	<p>6月22日午後4時15分からの佐藤・李会談</p> <p>討議の記録なし。</p> <p>6月22日午後6時31分付の外務部長官から長官への電文で交換公文の全文を報告。</p> <p>6月22日午後9時58分付の外務部長官と駐日大使から国務総理への電文は次の通り</p> <p>1. 本日22日17時、予定通り韓日間の諸懸案に本調印を完了しました。</p> <p>2. 独島問題は、すでに報告したように、椎名</p>

²²この部分に関する日本側の記録としては、後宮外務省アジア局長の「韓国の李東元外相は条約調印の二時間くらい前に行われた佐藤総理との表敬会談の際にもなお、右の『すべての紛争』のなかに竹島紛争は含まれないように読み得る修正案を提案して粘ったのであるが、佐藤首相はこの『両国間のすべての紛争』という字句は日本政府としてぎりぎりの線なる旨説得に努め、調印一時間前に最終的にこの字句が確定した因縁がある」という証言がある(『天の時』を待ってじっくり交渉を一竹島領土権問題を考える一(『世界週報』59-38 時事通信社 1978年9月 東京) 25頁)。

李長官は「われわれの命に係わる」ことなので、「韓国側代表団が帰国後、本件了解には竹島が含まれないとの趣旨を言明することがあっても日本側からは公式には直ちに反論を行わないでほしい」「尤も、日本で後日、国会で竹島を含む旨の発言を差控えることまでお願いするつもりはない」と懇請、「総理は了承する旨答えられた」。

「紛争解決に関する交換公文」

「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することのできなかった場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図るものとする。」

外相との第2次会談（本日 11 時～13 時 15 分）で、独島は我が国の固有の領土という我々の立場を引き続いて貫徹させる、次のような、紛争の平和的処理に関する了解文案の合意に成功し、次の交換公文形式で相互に交換しました。

「両国政府は、別段の合意がある場合を除いては、両国間の紛争はまず外交上の経路を通じて解決するものとし、これによって解決できない場合は、両国政府が合意する手続きに従って、調停によって解決を図る。」

上記文案中「両国間の紛争」という語句には独島問題は含まれず、これは将来起こりうる紛争を意味するという我々の立場に対して、本日 16 時 15 分、佐藤内閣総理大臣との面談時、同総理大臣から口頭で保障を受けた。従って、日本政府は、我が政府が将来の問題だけを意味するという主張した場合、これに対して反駁したり異議を提起しないことを、また佐藤総理大臣から保障を受けました。従って、政府としては独島問題に関して従来の立場を何ら変更する必要はなく、引き続き我々の立場を強く主張されることを望みます。

③交換公文の解釈をめぐって

交換公文の作成過程を検討した結果を述べたい。

まず、日韓条約に「独島問題は含まれなかった」という金柄烈氏の主張は誤りである。公開された文書を読めば、日韓会談において日本側は竹島問題解決を韓国に求め、韓国側もそれに応じる形で交換公文が作成されていることがわかる。交換公文の作成過程においても、日韓の討議は竹島問題を念頭に置いて行われている。交換公文に「竹島問題」の語句がないにしても、「両国間の紛争」は竹島問題をさすことは明らかである²³。

次に「独島問題はひとまず韓国側が領有することを日本側が同意したと見ることができる」という金柄烈氏の主張である。日韓条約に「独島問題は含まれなかった」という前提が崩れているためこの主張が成り立たないのはいうまでもないが、韓国側の情報をうのみして、交換公文の「紛争」は竹島問題を意味しないことを日本は認めた、すなわち日韓条約で日本は韓国の竹島不法占拠の継続を認めたとする主張は他にもある²⁴ため、確認しておきたい。

²³なお、日本側公開文書によれば、1965年6月17日の「紛争解決に関する議定書（案）」という名称が同年6月18日の「日韓両国間の紛争解決に関する交換公文（案）」に変更された理由の一つは、「全条約中の仲裁事項をまとめて規定する構想であったが、紛争が竹島問題に限定された」からであった。前掲註(17)「日韓外交正常化交渉の記録 竹島問題」。日韓条約のうち請求権および経済協力協定の第3条と日韓漁業協定の第9条に紛争解決条項がある。

²⁴たとえば、李洋秀「第6次開示文書中に驚くべき内容見つかる―竹島(独島)問題は既に決着していた?!?!」

要は、6月22日午後9時58分付の李東元外務部長官と金東祚駐日代表部代表から丁一権國務総理への電文中下線部の「両国間の紛争」という語句には独島問題は含まれず、これは将来起こりうる紛争を意味するという我々の立場に対して、本日16時15分、佐藤内閣総理大臣との面談時、同総理大臣から口頭で保障を受けた。従って、日本政府は、我が政府が将来の問題だけを意味するという主張した場合、これに対して反駁したり異議を提起しないことを、また佐藤総理大臣から保障を受けました。」という部分の真偽である。

この電文に依拠して、交換公文の「両国間の紛争」には竹島問題は含まれないと韓国が主張しても日本は反論しないと佐藤首相が保証したと崔喜植は評価した²⁵。しかし、それを裏付ける6月22日午後4時15分からの佐藤・李会談についての記録を韓国政府は公開していないため、崔喜植の評価は再検討する必要がある。崔喜植が、佐藤・李会談の記録の検討を行わずにそれを伝える電文にのみ依拠しているのは問題である。

交換公文中の「両国間の紛争」には竹島問題は含まれないことを佐藤首相が承認したのかを確認するために、日韓条約をめぐる日韓両国の国会審議を検討してみたい。日韓条約は韓国では1965年7月29日に開会された第6代韓国国会第52回国会で審議され、李長官は、交換公文中の「両国間の紛争」に竹島問題は含まれない、それを佐藤首相や椎名外相が保証した、と発言した。それは次の通りである。

I 1965年8月9日の第8次韓日間条約と諸協定批准同意案審査特別委員会

(交換公文に) 独島問題が包含されていないことは椎名外相また日本の佐藤首相も了解した。

II 1965年8月10日の第9次韓日間条約と諸協定批准同意案審査特別委員会

我々の立場は、独島はどこまでも我々のものであるわけで、これは国際裁判所や第三国家やどこでもなく協議の対象にならない、これが我々の立場でありました。もし我々の立場が貫徹できない時には韓日会談に署名できないと断定しました。その結果として日本が我々の立場を受け容れて自己の立場を放棄したわけで、(略—藤井—) 韓日会談に対する正式調印が行われた。(略—藤井—) もし佐藤政権ではない違う政権が出てきて独島問題を持ち出して難癖をつけて問題になれば(略—藤井—) どのような結果になるかという心配を国民は持っていると思います。(略—藤井—) この交換公文を見ればこのようになっています。(略—藤井—) まず両国政府が合意しなければすべての問題は解決されません。

(略—藤井—) 解決をすると法的に規定したのではなく「図る」ということです。だから独島問題は「紛争解決に関する交換公文」とは関係ありません。

III 1965年8月14日の第12次本会議

調印の約40分前まで佐藤首相と私はこの問題について多少論議しました。(略—藤井—) 日本の立場を破棄して我々の立場を受け容れない限りは調印することはできないと非常

(『日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース 竹島(独島)・特集』(2008年9月))では、1965年8月14日の韓国国会における李東元外務部長官の答弁の日本語訳(前掲註(17)「日韓国交正常化交渉の記録 竹島問題」に収録されていたもの)を日本政府の記録と誤認して「小坂外相以来、『竹島問題の解決なしに日韓の国交正常化はあり得ない』という立場を固執してきた日本政府は、ここに来て態度を一変、日韓条約の対象外としたのである」とした。

²⁵ 「韓日会談における独島領有権問題」(『歴史としての日韓国交正常化 II』(法政大学出版局 2011年2月 東京) 426頁)。

に強い立場を見せた後に、結局我々の立場が受け入れられて調印に至ったのであります。

(略—藤井—) 今後日本の佐藤政権が代わって(略—藤井—) 独島問題の約束を違えて交換公文によって国際的に解決しようとしてもできない(略—藤井—) なぜならば我々が合意しない限りどんな手続きもとることができないからです。また(略—藤井—) 解決を「図る」とあります。「図る」は法的術語ではありません。(略—藤井—) 今後何ら政治的な争いが起きないと断定することはできませんが、この問題に対しては揺さぶられることのないよう、釘を刺してきました。

I と II III では李長官の言い方は異なる。II III では、交換公文中の「両国間の紛争」に竹島問題は含まれないことを佐藤首相や椎名外相が保証したことは婉曲な表現に変わっている。そして、それを既成事実として、佐藤政権後の日本の政権が交換公文の解釈を変えても韓国は動じる必要はない、なぜならば日本が竹島問題解決を提起してもそれには韓国の「合意」が必要であるし、「解決を図る」とあるのだから解決しなくてもよい。このような弁明に重点を置いている。

李長官の答弁は日本の新聞報道でも取り上げられることになり²⁶、日本の国会では、1965年8月の第49回国会(臨時会)でこの件が取り上げられた。そして同年10月5日に内閣が日韓条約を第50回国会(臨時会)に提出して本格的な論議がはじまった。李長官の、(a)交換公文中の「両国間の紛争」に竹島問題は含まれない (b)それを佐藤首相や椎名外相が保証したという発言は野党の質問材料となり、佐藤首相や椎名外相は、次のように繰り返しそれを否定した。

i 1965年8月9日の参議院 予算委員会

佐藤首相：(a)について否定。(b)について言及なし。

椎名外相：(a)について否定。(b)について言及なし。

ii 1965年8月10日の参議院 予算委員会

佐藤首相：(a)について婉曲に否定。(b)について言及なし。

椎名外相：(a)について婉曲に否定。(b)について否定。

iii 1965年10月27日の衆議院 日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会

佐藤首相：(a)について否定。(b)について否定。

椎名外相：(a)について否定。(b)について否定。

iv 1965年10月29日の衆議院 日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会

佐藤首相：言及なし。

椎名外相：(a)について否定。(b)について言及なし。

v 1965年11月19日の参議院 本会議

佐藤首相：(a)について否定。(b)について否定。

²⁶ 「竹島は韓国の領土 李長官が表明 “日本も納得のはず”」(1965年8月6日付『朝日新聞(東京本社版夕刊)』8月5日の第5次韓日間条約と諸協定批准同意案審査特別委員会での答弁に関する記事である)。「竹島紛争はない 李長官説明」(1965年10月28日付『朝日新聞(東京本社版)』)。「佐藤首相も了解 紛争解決「ノート」独島問題の除外」(1965年11月9日付『朝日新聞(東京本社版)』)。

- 椎名外相：(a)について否定。(b)について言及なし。
- vi 1965年11月25日の参議院 日韓条約等特別委員会
佐藤首相：言及なし。
椎名外相：(a)について否定。(b)について言及なし。
- vii 1965年11月26日の参議院 日韓条約等特別委員会
佐藤首相：(a)について否定。(b)について否定。
椎名外相：(a)について否定。(b)について言及なし。
- viii 1965年11月27日の参議院 日韓条約等特別委員会
佐藤首相：(a)について否定。(b)について否定。
椎名外相：(a)について否定。(b)について言及なし。
- ix 1965年12月2日の参議院 日韓条約等特別委員会
佐藤首相：(a)について否定。(b)について否定。
椎名外相：(a)について否定。(b)について言及なし。
- x 1965年12月22日の衆議院 予算委員会
佐藤首相：言及なし。
椎名外相：(a)について否定。(b)について言及なし。

実際には次のような答弁が行われた。一部抜粋する（下線は筆者（藤井）による）。

i 1965年8月9日の参議院 予算委員会

佐藤首相「竹島につきましては、わがほうとしては、一貫してわが国の領土であることを主張してまいりました。しかし韓国側はこれに応じないで、日韓間の紛争として残されております。したがって、交換公文にいう両国の紛争であることに間違いありません。」

椎名外相「たいていのほかの懸案問題は全部解決したのであります。残っておるのは、この竹島問題以外に紛争問題はない。そこで、この竹島を除く日韓間の紛争問題ということと言わない以上は、竹島問題はこれであるなあとということは、これはもう論理的にそこに帰着するわけです。竹島問題であるということは、もう明瞭なんです。」

ii 1965年8月10日の参議院 予算委員会

佐藤首相「韓国側におきましての説明等におきまして、これはよく聞いてみなければわかりませんこととございますが、あるいは不十分ではないだろうか、あるいは意を尽くしてないのじゃないだろうか、こういうようなこともございますが、こういう点は、いずれもっと事態が明らかになりまして——もちろんこれをこのままにしておくつもりはございません。」

椎名外相「とにかくわがほうは、竹島は日本の領土であると、韓国側は、これは韓国側の領土であると、こういうことを主張して両方とも譲らなかったのであります。事実はそのことだけでございまして、私は向こうの説に同意したというようなことはありません。」

v 1965年11月19日の参議院 本会議

椎名外相「竹島と書いてない、これは御指摘のとおりでございますが、日韓間における紛争問題で、これほど長く、そうしてしかも深刻に取り扱われた紛争案件はないのであります。でありますから、紛争に関する交換公文において竹島を除くということが書いてない限りにおいては、これは竹島問題をまつ先に取り扱っておるということは、すでにこの交

換公文の立案に協力した両方の当局がよく知っておるところでございます。ただ、独島なり竹島という名前を使わなかった。しかし、これはもう一番最大の紛争問題であるということを十分に念頭に置いて、かような交換公文ができたのでございますから、これは問題がございません。その解決の方法は、申すまでもなく、通常的外交ルートによって解決できない場合には、双方の合意する方法によって調停にかける、こういうことになっておりますので、両国の友好的な雰囲気が十分に熟したのを見計らって、この問題の解決のために努力したい、かような考えでおるのでございます。」

vii 1965年11月26日の参議院 日韓条約等特別委員会

佐藤首相「私どもは竹島を放棄した覚えはございませんし、また韓国の主張を承認した覚えもございません。でありますから、このこともたびたび国会での審議を通じて明らかにいたしましたのでありますが、韓国のほうで、あるいはこの竹島問題を韓国の主張どおりやらないならば、この日韓条約には調印しないのだ、こう言っているのだ、自分たちが調印したのだから、もう日本政府も百も承知なんだ、こういうような強弁は、どうしてもこの問題では成り立たないのであります。」

佐藤首相「竹島の問題について（略—藤井—）、韓国政府に対しては私どもは言質を与えてはおらない、これはもうはっきりいたしておりますし、またこの国会でさようなことを申すのでありますから、これは皆さま方も安心して、政府、総理はうそを言っていない、かように御信頼いただいていいことだと、またいただかなければならないことだと、かように思います。」

viii 1965年11月27日の参議院 日韓条約等特別委員会

佐藤首相「李東元が調印の前に私の部屋に来たことはそのとおりであります。しかし、（略—藤井—）竹島問題について領有権を放棄したことも、また韓国側の主張を承認したことも一切ございませんので、その点は私がはっきり申し上げておきます。このことは国会を通じて申し上げるのでございますから、ただいまその点では御疑念を持たれないと、かように私は思います。」

1965年8月10日の答弁（ii）は他と比べて異質である。佐藤首相の歯切れは悪い。この答弁は、「けさのNHKの放送によりますと、竹島は韓国の領土であることは、椎名外務大臣も認めておるのだと、こういう意味のことを、昨日、さらに李外務部長官が向こうの国会で発言をしておるわけであります。」と李長官の具体的な発言を証拠として突きつけられてのものであった。交換公文の「紛争」は竹島問題を意味しないと述べても「日本側からは公式には直ちに反論を行わないでほしい」という佐藤・李会談での李長官の要請を了承したことに対応している。当時韓国国会で日韓条約の審議が行われており、韓国を刺激しない配慮が働いたと思われる。ただし、この了承を逸脱した部分、すなわち交換公文の「紛争」は竹島問題を意味しないことに椎名外相も同意したという点は、椎名外相が否定している。日韓条約は同年8月14日に野党が欠席したまま韓国国会で承認された。

1965年10月以降の答弁（iii以降）では、交換公文に関する李長官の発言を明確に否定している。「尤も、日本で後日、国会で竹島を含む旨の発言を差控えることまでお願いするつもりはない」という佐藤・李会談での李長官の言葉に佐藤首相は従っている。野党の反対を押し切って日韓条約は11月12日に衆議院で、12月11日に参議院で承認された。

日韓条約を審議した国会での発言を検討すれば、佐藤首相と椎名外相は、交換公文について日韓両国政府が異なる説明を国内向けにすることを佐藤首相が了承したという、日本側公開文書に残る佐藤・李会談の内容に従って発言している。しかも、「直ちに反論を行わないでほしい」という李長官の要請に対応している。一方、6月22日午後9時58分付の李東元外務部長官と金東祚駐日代表部代表から丁一権國務総理への電文中の「日本政府は、我が政府が将来の問題だけを意味するという主張した場合、これに対して反駁したり異議を提起しない」ことを佐藤首相が保証したという文言には従っていない。佐藤・李会談で了解されたのは、国交正常化のため双方とも国民に向けて別の説明をする＝国会対策をするということであった。6月22日付午後9時58分付電文は、「両国間の紛争」という語句には独島問題は含まれず、これは将来起こりうる紛争を意味する（と主張しても直ちには反論を行わないでほしい）という我々の立場に対して、本日16時15分、佐藤内閣総理大臣との面談時、同総理大臣から口頭で保障を受けた。」と（ ）内の文言を補正せねばならない。

おわりに

竹島問題を日本が提起した1962年の一連の会談における韓国の対応は韓国側公開文書では次の通りである。

A 小坂善太郎外相・金鍾泌中央情報部長会談(2月22日)

別に実質的な価値のない島の問題を日本がそのように大きくする必要はないと考える」と述べて、日本の希望を朴議長に伝達すると述べた。

(「第6次韓日会談 第1次政治会談 東京 1962.3.12-17 第2巻(V1 予備交渉 1962.1-3)」179頁)

B 小坂善太郎外相・崔徳新外務部長官会談(3月12日)

我が方は独島が歴史的にも国際法的にも厳然とした我が国の領土であるので日本側の提起に応じることはできず、また韓日会談の議題ではないので同問題を討議するなど述べた。

(「第6次韓日会談 第1次政治会談 東京 1962.3.12-17 第2巻(V.2 崔徳新-小坂外相会談 1962.3.12-17)」239～240頁)

C 第6次日韓会談予備交渉第4回首席会合(9月3日)

重要でもない島なので韓日会談の議題でもない。だから国交正常化後に討議するという式で別途取り扱うのはどうか。

(「第6次韓日会談 第2次政治会談予備折衝：本会議1-65次 1962.8.21-64.2.6 全5巻(v.2 4-21次 1962.9.3-12.26)」25頁)

D 大平正芳外相・金鍾泌中央情報部長会談(10月20日)

独島問題は韓日会談とは関係ないものを日本側で公然と途中で持ち出してきた問題なので、別問題だと考える。よって独島問題は両国の国交が正常化した後に徐々に時間をかけて解決していくことが賢明だと思う。

(「金鍾泌特使 日本訪問 1962.10-11」95頁)

E 池田勇人首相・金鍾泌中央情報部長会談(10月22日)

この問題は韓日会談とは関係ない問題なので国交正常化後に時間をかけて解決しようと述べた。

(「金鍾泌特使 日本訪問 1962.10-11」 117 頁)

F 大平正芳外相・金鍾泌中央情報部長会談(11 月 12 日)

金部長は韓日会談の懸案問題ではなく韓国民の感情を硬化させるだけだとして(国際司法裁判所提訴に-藤井補註-) 反対した。

(「金鍾泌特使 日本訪問 1962.10-11」 262 頁)

このように韓国は、1962 年の論議で竹島問題は日韓会談の議題ではないとして論議を拒否した。1962 年の論議以後、交換公文作成まで日韓会談で竹島問題が取り上げられることはほとんどなかった。他の諸懸案解決が優先されたと思われる。交換公文作成に向かう 1965 年の段階でも、被拿捕日本漁船の補償問題に関連して韓国は、「我が方は独島問題の場合と同様に、韓日会談の議題ではないという立場で(略-藤井-) 韓日会談の討議対象にはならないと主張した」²⁷。

以上の検討からわかるように、日韓会談では竹島問題の本質的な論議(領有の主張の歴史的そして国際法的根拠をめぐる論議)は行われていない。論議が行われたのは、1962 年の日韓会談で韓国が繰り返し求めた、竹島問題を「国交正常化後に解決する」方法の模索であり、それが交換公文であった。この交換公文に基づいて日本は韓国に竹島問題解決を提起しているのであり、日本の対応に矛盾はない。6 月 22 日午前 4 時 1 分付の李東元外務部長官と金東祚駐日代表部代表から丁一権国務総理への電文中下線部にあるように、日韓会談で竹島問題は「未解決の問題として残ること」になった。

「日韓条約で竹島問題は棚上げされた」というよく耳にする言い方は、韓国の竹島不法占拠が「永遠に」続くことを日本が認めたという意味ではない。1978 年に韓国が領海 12 海里を暫定実施して日本漁船を竹島近海から排除した時、同年 6 月 1 日の参議院商工委員会で、園田直外務大臣は竹島問題解決の話し合いを拒否する韓国政府の姿勢は交換公文に違反しているのではないかという野党議員の質問に同意した。2012 年 8 月 12 日の李明博韓国大統領の竹島上陸に対して、日本は同月 21 日に竹島問題の国際司法裁判所への合意付託または交換公文に基づく調停を提案した。「紛争解決に関する交換公文」により、日韓両国は竹島問題解決の義務を負っているのである。

²⁷韓「第 7 次韓日会談 本会議および首席代表会談 1964-65」280～281 頁。